

開発区の改革・革新的発展の促進に関する 若干の意見

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2017年2月6日に「開発区の改革・革新的発展の促進に関する若干の意見」（中国語名「关于促进开发区改革和创新发展的若干意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国政府は、1984年の沿海都市での「国家経済技術開発区」を契機に、外資誘致の窓口として各種開発区の設立を進めてきた。それが奏功し、開発区は中国の産業発展・経済成長をけん引してきたが、近年では、「非合理的な産業配置」、「不正な競争」、「重複建設」等といった問題点が指摘されている。これらの問題を解決し、開発区を革新駆動型発展等、新たな発展モデルの担い手とするための総合的指導文書として発表されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、開発区の改革・革新的発展に関する5大対策が示された。具体的には、①形態・配置の最適化（機能・役割の明確化〔域内の製造業・ハイテク産業・生産関連サービス業の集積的発展のプラットフォームや製造強国戦略・革新駆動型発展戦略の実施の重要な担い手と位置付けること等〕、発展方向の明確化〔国家レベル開発区では、先進製造業・戦略性新興産業・加工貿易等で際立った国際競争力のある地域を目指すこと等〕、地域間協調型発展の推進〔東部地域と中西部・東北部地域との連携強化による産業配置や分業・協力の最適化促進等〕）、②モデル転換・高度化の加速（革新駆動型発展の推進、産業構造の最適化加速、開放型経済発展の促進、グリーン発展の推進、インフラの高度化）、③体制改革の全面的深化（管理体制の健全化〔簡素化・効率化の推進等〕、最適な発展の促進〔協調体制の確立等〕、行政管理の効率向上〔権限委譲・行政簡素化の推進等〕、投資誘致の推進〔権限内での独自優遇策の制定等〕、運営方式の革新推進〔官民連携（PPP）方式の導入等〕）、④土地利用メカニズムの健全化（土地利用政策の最適化〔優れた開発区への土地の優先供給等〕、土地利用管理の厳格化〔土地譲渡制度・用地標準の実施強化、土地利用の集約度向上等〕）、⑤管理制度の健全化（計画による指導の強化、開発区の設立・拡張・高度化に対する管理の規範化、審査手続・公示制度の健全化、環境・資源・安全に関する監督管理の強化、評価・考課制度の健全化、動態的管理メカニズムの確立）、である。

【構成(概要)】

「開発区の改革・革新的発展の促進に関する若干の意見」

(国弁発[2017]7号)

成立日：2017年1月19日、発表日：2017年2月6日

1. 指導思想・基本原則：全体計画の強化、モデル転換・高度化の加速、体制・メカニズムの革新促進、管理制度・政策体系の健全化、機能・優位性の更なる増強を通じて各種開発区を新型工業化のけん引地区、高水準のビジネス環境のモデル地区、大衆創業・革新の集積地区、開放型経済・体制革新の先行地区にしていくとの指導思想の下、改革・革新、計画によるけん引、集積・集約、発展指向を堅持することを基本原則とし、開発区の改革・革新的発展を図っていく。
2. 開発区の形態・配置の最適化：機能・役割の明確化（域内の製造業・ハイテク産業・生産関連サービス業の集積的発展のプラットフォームや製造強国戦略・革新駆動型発展戦略の重要な担い手と位置付けること等）、発展方向の明確化（国家レベルの開発区では、先進製造業・戦略性新興産業・加工貿易等で際立った国際競争力のある地域を目指すこと等）、地域間協調型発展の推進（東部地域と中西部・東北部地域との連携強化による産業配置や分業・協力の最適化促進等）。
3. 開発区のモデル転換・高度化の加速：革新駆動型発展の推進（科学技術・制度的革新の促進等）、産業構造の最適化加速（「中国製造2025」戦略の実施加速を通じた伝統的製造業の高度化、「生産型製造」から「サービス型製造」への転換促進等）、開放型経済発展の促進（対外開放の更なる促進、貿易関連総合サービス体系・促進体系の構築等）、グリーン発展の推進（低炭素かつ循環・集約型発展の推進等）、インフラの高度化（各種インフラ・企業向け公共サービスの整備に係る全体計画の策定、「インターネット+」行動に基づくスマートパーク建設等）。
4. 開発区の体制改革の全面的深化：管理体制の健全化（簡素化・効率化の推進等）、最適な発展の促進（協調体制の確立等）、行政管理の効率向上（権限委譲・行政簡素化の推進等）、投資誘致の推進（権限内での独自優遇策の制定等）、運営方式の革新推進（官民連携（PPP）の導入等）。
5. 開発区の土地利用メカニズムの健全化：土地利用政策の最適化（優れた開発区への土地の優先供給等）、土地利用管理の厳格化（土地譲渡制度・用地標準の実施強化、土地利用の集約度向上等）。
6. 開発区の管理制度の健全化：計画による指導の強化、開発区の設立・拡張・高度化に対する管理の規範化、開発区の審査手続・公示制度の健全化、開発区における環境・資源・安全に関する監督管理の強化、開発区に対する評価・考課制度の健全化、動態的管理メカニズムの確立。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-02/06/content_5165788.htmから入手可能（2017年3月10日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。